# 国保の高額療養費支給方法が 一部の世帯で変わります

国民健康 保険

■問合せ 国保年金課国保係☎029-885-0340(内)117

高額療養費は、医療機関等に支払ったひと月ごとの医療費が高額になった際に、役場窓口に申請して認められれば、自己負担限度額を超えて支払った分が支給される制度です。

これまでは高額療養費に該当する国民健康保険(国保)に加入している世帯に通知はがきを送付し、その都度申請していただいていましたが、平成31年度より、以下の対象世帯は4月以降に一度申請し認められれば翌月以降に該当した際の申請は不要となります。

#### 《対象世帯》• • • • • • • • • • • • •

診療月の前月末時点において世帯主及び同世帯の国保被保険者全員が70歳以上である世帯

#### 《変更後の支給方法》 ● ● ●

通知はがきを受け取った対象世帯の方は、平成31年4月以降に美浦村役場国保年金課窓口にて一度申請していただくと、翌月以降の高額療養費の通知はがきは送付されず、初回に申請された金融機関口座へ自動で振り込まれます。

\*支給決定額を記載した通知は、これまでどおり送付します。

### 

下記の要件に該当した場合は自動振込が解除されるため、通知はがきが送付されます。通知はがきが届いた場合は、改めて申請手続きが必要となります。

- ・同世帯に70歳未満の国保被保険者が加入した場合
- ・世帯主に変更があった場合
- ・国保税に滞納がある場合
- ・事故等、第三者行為による傷病の疑いのある診療の場合

## 美浦村ふるさと応援寄附金(ふるさと納税)状況報告



平成30年中 $(1 月 1 日 \sim 12 月 31 日)$ に、全国の方からお寄せいただいた『ふるさと納税』の件数と金額を報告します。

寄附金の使途の指定種別	件数	金額
歴史遺産や自然環境の保全と活用に関する事業	266件	3,536,000円
「競走馬の里美浦」をひろくPRするための事業	150件	2,281,000円
地域活性化に関する事業	134件	1,900,000円
福祉社会構築に関する事業	79件	1,379,000円
安全安心なまちづくりに関する事業	65件	915,000円
子育て支援・学校教育等次世代育成に関する事業	417件	5,987,000円
個性ある地域文化・スポーツの創造に関する事業	31件	506,000円
その他日的達成のために村長が必要と認める事業	363件	6,809,000円
合 計	1,505件	23,313,000円

■問合せ 役場企画財政課☎029-885-0340(内)208